

平成28年度独立行政法人都市再生機構調達等合理化計画の自己評価結果

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績		自己評価
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定、公表の上、着実に実施する。また、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。	2. 重点的に取り組む分野 記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、下記案件について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。 (1) 調達コストの削減及び競争性の確保等に係る取組み ① 調達コストの削減に係る取組み 以下の取組等を実施することで、更なるコスト削減の実現を目指す。また取組の実施後は検証を行い、更なるコスト削減に向けての改善策を検討する。				<評定と根拠>
		・賃貸団地における共用部の電力契約について、電気事業法が改正され、各地域の電力会社以外の事業者からの調達が可能になったことから、現在締結している約3万5千件の契約のうち、複数の事業者の参入が見込まれ、かつ現在の電力料金より安価になる可能性が高いと見込まれる電力使用量が多い約9千件の契約において、平成28年度に一般競争入札を実施し、競争化前の電力コスト(34.3億円/年)から削減を図る。	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	9,576件の契約において、一般競争入札を実施(平成28年10月から契約開始)。平成28年10月から平成29年3月の電力コストは12.3億円となり、前年同月間と比べ3.1億円(削減率20.1%)のコスト削減を実現した。	評定：B 計画で定めた契約件数について一般競争入札を実施し、競争化前の電力コストを削減したことを踏まえ、B評価とする。	
		・物品調達等において、一定数量の発注、複数の競争参加者の存在、品質低下リスクの回避策等を確認の上、コスト削減効果が見込まれるものに特化して、リバースオークション(競り下げ方式)を活用することでコスト削減を図る。平成28年度においては大括り化等によりこれまで適用していなかった案件にも対象を拡大し、前年度を上回る件数(20件)を実施することにより、コスト削減を図る。	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	物品等調達案件につき35件実施(計画値175%の達成)し、予定価格に対し計約7.9億円のコスト削減を実現した。	評定：A 計画で定めた実施件数の達成及び調達コストの削減が実現したことを踏まえ、A評価とする。	
		② 競争性の確保等に係る取組み 一者応札・応募が2回連続して発生した案件については、競争性の確保に関して構造的に課題があるものとして認識することとし、競争参加者を増加させるための環境改善について引き続き取り組む。 具体的には、事業者へのヒアリングの実施等、市場分析を行い、一者応札となった原因の検証及び分析を行い、実効的な改善策を検討した上で、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」として整理して、ホームページにおいて公表する。 更に、2回連続で一者応札・応募となった案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契	当該取組の結果実現された実施量、実施状況等	対象案件100件について、改善に係る検証を行い、実効的な改善策を講じた上で、フォローアップ票として整理し、契約監視委員会での点検を経てホームページで公表した。当該案件については、次回の契約手続に入る際に、各本部等に設置された契約審査会等において、フォローアップ票を踏まえた改善策が講じられているかどうか等の検証を実施した。 連続して一者応札・応募が継続している機械式駐車装置保守点検業務(35件)について、第29回契約監視委員会(H28.9)において、対応策を検討した。新規受注者の実績を踏まえた安全性の検証、公募条件の再度の検討などの取組を実施する整理を行った。 契約内容ごとに分類し、その分類ごとに改めて一者応札・応募の原因を	評定：B 競争性確保に係る取組を着実に実施し、今後実行していく一者応札・応募への対応策を整理したことを踏まえ、B評価とする。 フォローアップ票に定めた改善内容について実効的なものにしていくよう、本取組を継続していく。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>約審査会等において、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を踏まえた上記の改善策が講じられているかどうか等の検証及び、準備期間の十分な確保、公告周知方法の改善、成果物の例示等、競争参加者増加のための取り組みを引き続き実行する。</p> <p>なお、数次の改善策を講じたにも関わらず、連続して同一事業者による一者応札・応募が継続しているものについては、原因の分析と改善策の検証を踏まえ、対応策について検討する。</p>		<p>分析するとともに、これまで実施した一者応札・応募への改善策の効果検証を実施し、第30回契約監視委員会(H28.12)において、今後実行していく対応策の整理を行った。</p>	
		<p>(2)少額契約に係る合理的な調達の推進</p> <p>① 少額契約に係る発注手続きの透明性を高める取組み</p> <p>平成23年度から実施している少額随意契約の範囲内におけるオープンカウンター方式を引き続き実施し、発注手続きの透明性を高め、事業者の参加者数を増やすことによりコスト削減を図る。ただし予定価格30万円未満は事務コストを鑑み非適用とする。</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量、実施状況等</p>	<p>少額契約のうち、予定価格30万円以上の案件について650件実施。予定価格計6.4億円に対し計約2.6億円(削減率40.3%)のコスト削減を実現した。</p>	<p>評価：B</p> <p>一定のコスト削減が実現したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>② 少額契約に係る受注機会の配慮</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」及び「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、物品等を障害者就労施設等から調達する場合には、随意契約にて調達を行う。</p> <p>平成28年度においては、障害者就労施設等からの調達は前年度実績(1,000万円)を上回ることにした。</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量、実施状況等</p>	<p>物品等調達案件につき障害者就労施設等から73件、契約額計1,375万円の調達を実施した。(計画値138%の達成)</p>	<p>評価：A</p> <p>計画で定めた障害者就労施設等からの物品等の調達額の達成を踏まえ、A評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(3)品質等価格以外の要素に留意する取組み</p> <p>公共工事の品質確保とその担い手確保を実現するため、いわゆる「担い手三法」(公共工事品質確保促進法、建設業法及び公共工事入札契約適正化法)が改正、施行されたこと、また、官公需法に基づく中小企業への受注機会への配慮も踏まえ、下記の取組を行うことで、公共工事の発注者としての社会的責務を着実に果たす。</p> <p>更に、事業スケジュール遅延を回避する観点から、入札不調・不落の発生を抑止する取組を推進する。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		① 工事調達において、元請業者に対し適切な施工体制台帳を揃えているかの確認を徹底し、適切な施工体制の確保を確立させる。	当該取組の実施状況	下請契約を締結した全ての工事調達において、建設業法に基づく施工体制台帳整備を求めることを現場説明書中に明記し、事業者の体制の確認を徹底。元請、下請業者間の契約内容及び求められる資格要件等を的確に把握した。	評価：B 適切な施工体制の確保を確立したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		② 予定価格の設定にあたっては、最新の労務単価、技術者単価を採用するとともに、適切な歩掛を設定し、市況に応じた適切な予定価格を設定することで、品質の確保を目指す。また、工事においては、入札時に入札金額内訳書の提出を義務付け、事業者のダンピングを確実に防止する。	当該取組の実施状況	公共工事設計労務単価(H28.2～)、設計業務委託等技術者単価(H28)、公共住宅建築工事積算基準に定める歩掛を採用する他、実勢価格に対応するため、「見積りの提出を求め活用する方式」を採用して適切な予定価格を設定。 全ての工事調達において、入札説明書中に、入札時における入札金額内訳書の提出を義務付ける旨明記することにより、品質確保の実現、ダンピングの抑制を推進、積算能力を有する者による競争を促進した。	評価：B 品質確保対策を実施し、事業者のダンピングを確実に防止する取組を実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		③ 社会保険等に参加し法定福利費を適切に負担している建設事業者を契約の相手方とすること等を通じ、公共工事の担い手確保に繋がる健全な競争環境を構築する。	当該取組の実施状況	社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設事業者であることを競争参加資格要件として設定した。 平成29・30年度競争参加資格審査の登録受付において、社会保険等に参加していることを要件とした。	評価：B 社会保険等未加入事業者対策を実施し、実作業員の労務環境の改善及び健全な競争環境を構築したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。
		④ 工事調達において、フレックス工期制度(※受注者が工事着工時期を選択できる発注方式)等、事業者間の競争を促進する制度の適用を推進することにより、技術者や職人の不足等による入札不調・不落拡大の発生を抑制することを目指す。平成28年度においては、前年度の工事实績から今年度調達を行わない複数年契約の小規模修繕工事の実績を除いた前年度の入札不調・不落率(16.0%)を下回ることを目指す。	当該取組の実施状況	入札不調・不落拡大の発生を抑制するため、下記のとおり複数の取組を実施した。 ・入札不調・不落の改善に向け、フレックス工期制度の適用案件を拡大し、事業者が参加しやすい環境整備を促進。 ・相対的に見て調達環境の良い上半期へ発注を平準化し、事業者の受注意欲向上を図る取組を実施。 ・発注エリアや事業特性に応じて、複数の調達を一つの調達に集約して発注(大括り化)し、事業者の受注意欲向上を図る取組を実施。 ・入札不調・不落を抑制するため、定期的(年3回)にホームページで事前公表している発注予定情報に加えて、より詳細な公募情報を可能な限り公表する取組を実施。 ・総合評価方式入札の一部において、他の公共機関での同種工事の実績も評価し、新規事業者の参入を促す取組を試行実施。 ・機構ホームページにおいて、指名競争入札への参加方法について、説明文の追加を行い、競争参加を促進する取組を実施。 上記の取組の結果、平成28年度における入札不調・不落率は15.3%となった。(計画値105%の達成)	評価：B 複数の改善策を実施したことにより、計画で定めた入札不調・不落率を下回る見込みを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>3. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 新たに締結する競争性のない随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約は、現在整理されている真にやむを得ないものについて、引き続き厳格な適用を行うこととするが、新たに競争性のない随意契約を締結する必要がある案件については、以下のとおり内部統制の確立を図る。</p> <p>① 当該調達部門においては、競争性のない随意契約の必要性、適用条項等について整理し、経理資金部（契約監理）に対して協議を行う。</p> <p>② 協議を受けた経理資金部においては、競争契約の可能性、競争性のない随意契約とする理由の妥当性、適用条項の適否や過去との整合性等のほか、競争契約で調達する場合よりもコスト削減が実現されているか否かや、経営上得られる効果が大きいかなどを踏まえたところで総合的に随意契約とすることの可否について判断を行う。</p> <p>③ 前記②に加え、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について改めて検証を行う。</p> <p>なお、新たな競争性のない随意契約については、事後に監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会の場で点検を受ける。</p>	法人内における検証状況等	<p>計画で定めた手順に従い、新たに競争性のない随意契約による調達の可否を判断した。判断の内容については契約監視委員会の場で点検を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本地震復旧工事に係る関係法人との随意契約（第29回契約監視委員会（H28.9.9）で点検を実施） 営業センターの移転に伴う関係法人との随意契約（第30回契約監視委員会（H28.12.13）で点検を実施） （再リース調達の随意契約（第29回契約監視委員会（H28.9.9）及び第31回契約監視委員会（H29.3.3）で点検を実施） 	<p>評価：B</p> <p>新たに競争性のない随意契約を締結する場合の手続について、計画で定めた手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(2) 競争性のない随意契約を継続して締結する場合における内部統制の確立</p> <p>新たに競争性のない随意契約が可とされた案件のうち、翌年度以降も継続して随意契約を締結するものについては、予定価格の作成にあたり、随意契約によるコスト低減要素を踏まえた積算を行うこととし、各本部等に設置された契約審査会等において、当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性（前記コスト低減要素を踏まえた積算がなされているかどうか）について検証を行う。</p>	当該取組の実施状況	<p>計画で定めた手順に従い、継続して競争性のない随意契約を締結する453件の契約において、各本部等に設置された契約審査会等で当該者との契約の必要性及び契約予定金額の妥当性について検証した上、契約締結の手続を実施した。</p>	<p>評価：B</p> <p>競争性のない随意契約を継続して締結する場合の手続について、計画で定めた手順に従い着実に実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>(3) 契約手続ミス等不祥事の発生防止及び発生時の対応</p> <p>契約手続ミス等不祥事の発生を確実に未然に防止するため、また発生時には速やかに契約手続に応じた必要な措置を講じるため、下記の取組を行うことで整備を進める。</p> <p>① 調達に関する規程集、マニュアル等の充実化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連法令、内規等を整理し製本した「契約ハンドブック」 	当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等	<p>以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「契約ハンドブック」、イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」、「契約事例集」（前例集）を更新した。 <p>ニュータウン事業の物件移転補償契約に関する補償費の再算定業務及び賃貸住宅事業の保全工事に関するコンサルタント業務の発注手続にお</p>	<p>評価：C</p> <p>発注手続に係る内規違反事案が発生したことを重く受け止め、規範意識の向上を図るための研修の実施や不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し等の再発防止策に取組み、改善を行っていることから、C評価と</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		<p>を年度末に更新し、翌年度版を作成する。作成の上は、各本部等の契約担当者に広く頒布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットを活用した「基本マニュアル」及び「契約手続フロー」を随時更新し、利用者の意見や要望も反映しつつ、契約制度に関して疑問、質問が生じた際の「ポータルサイト」としての活用を推進する。 ・契約手続に関して判断を迷った場合に参照する「契約事例集」(前例集)を随時更新する。 ・不祥事が発生した場合には再発防止策等を前記に掲げるマニュアル、事例集等に反映させる。 		<p>ける内規違反事案が発生した。 再発防止策として、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止を徹底するため業務実施にあたっての留意点を明記した業務連絡の発信 ・契約手続に関して判断に迷った場合に参照する「契約事例集」(前例集)の更新 ・規範意識の向上を図るための研修の実施 ・発注者として役職員が取るべき具体的な対応等を記載した「発注者綱紀保持マニュアル」の策定及び周知 <p>更に以下の再発防止策に取組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏地域の契約審査業務の体制強化のため担当課長を設置 ・不正兆候の確認及び職員の意識向上のため実施している入札状況等に関する事後的分析の対象の拡大 ・不正行為を未然に防止するための入札手続の見直し(機構支援業務(コンサルタント業務)における「入札書提出後の予定価格作成」及び「入札書と技術提案書の同時提出」) 	<p>する。平成 29 年度以降においても再発防止策を適切に実施することにより、引き続き改善に取り組むこととする。</p>
		<p>② 調達担当者に対する契約制度に係る研修を実施する。研修の実施にあたっては受講者にアンケート等を実施し理解度を確認するなど効果測定を行い、次回の研修等に反映させる。平成 28 年度においては下記の研修内容において 40 回の実施、出席者数のべ 1,500 人を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者や新入職員を対象とした基礎研修 ・習熟した担当者を対象とした発展・応用的な研修 ・近々に対応することが必要な案件に係るテーマ別研修 ・入札談合等関与行為防止研修(公正取引委員会の講師を招聘) ・国等において実施される外部研修への職員派遣 ・不祥事が発生した場合等における緊急時研修 	<p>当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等</p>	<p>下記内容で 51 回(計画値 128%の達成)の研修を実施し、出席者のはのべ 1,606 名(計画値 107%の達成)となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員を対象とした研修 ・初任者向及び出先事務所担当者を対象とした基礎研修 ・各本部及び出先事務所担当者を対象とした発展的・応用的な研修 ・入札談合等関与行為防止研修 ・財務省における研修への職員派遣 <p>本社主催の研修において、受講者にアンケートを実施(回答数 223 名、回答率 83.5%)し、研修の効果測定及び課題等を把握した。回答者の 8 割から役に立った、9 割から知識の習得が出来たという評価であったが、より実践的な研修を実施してほしい、研修の開催時期については早期化や複数回実施してほしいとの要望があったことを踏まえ、次年度の研修内容及び開催時期等を見直す検討に着手した。</p>	<p>評定：B</p> <p>計画で定めた研修の実施回数及び出席者数を上回って実施したこと、及び受講者にアンケートを実施し、受講者から役に立ったという評価、及び研修に対する要望を把握し次年度の研修内容及び開催時期等を見直す検討に着手したことを踏まえ、B 評価とする。</p>
		<p>③ 発注事務に係る情報管理手続、事業者との応接方法の適正化、規程抵触事実があった場合の対応方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を規定した「発注者綱紀保持規程」の周知徹底を図る。</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等</p>	<p>下記方法で「発注者綱紀保持規程」の周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットにおいて、全職員に周知した。 ・全本部等の総務部長が出席した会議において、規程の周知徹底を指示した。 ・各本部及び出先事務所担当者を対象とした契約の研修内で規程の内容に 	<p>評定：B</p> <p>「発注者綱紀保持規程」の周知徹底を図ったこと、及び「発注者綱紀保持マニュアル」を作成したことを踏まえ、B 評価とする。本取組を継続する。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画 (調達等合理化計画で記載した事項)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
				<p>ついて説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修時の資料はイントラネットに掲示を行い、研修に参加できなかった職員に対しても周知した。 ・「発注者綱紀保持規程」を実務に即し解説した「発注者綱紀保持マニュアル」を策定し、周知した。 	
		<p>④ 談合疑義案件が発生した場合は、「談合情報等対応マニュアル」に基づき、速やかに「公正入札調査委員会」を設置し、調査を行うとともに、公正取引委員会等への報告を行うこととする。調査の結果、談合の事実が認められた場合は、契約解除等必要な措置を講じるとともに、当該事実を改めて公正取引委員会に通知する。談合疑義案件については、発生の都度、事例として蓄積し、以後の参考とする。</p>	<p>当該取組の結果実現された実施量及び実施状況等</p>	<p>談合疑義案件は確認されてない。 談合疑義案件が発生した場合に備え、研修を実施した。</p>	<p>評価：B 談合疑義案件は確認されておらず、談合疑義案件が発生した場合に備えて研修を実施したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>
		<p>6. その他 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。 なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行う。 また、契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報を、ホームページで毎月公表する。</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p>以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画及び自己評価結果について、ホームページにて公表した。 ・契約相手方、契約金額、落札率、契約方式、随意契約によることとした理由等の契約締結結果情報をホームページで毎月公表（計4,113件）した。 	<p>評価：B 適切に公表したことを踏まえ、B評価とする。本取組を継続する。</p>

※自己評価の評価について（参考）

平成26年9月2日「独立行政法人の評価に関する指針」による

S：法人の活動により、計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）

A：法人の活動により、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の120%以上の達成）

B：計画における所期の目標を達成していると認められる。

（定量的指標においては年度計画値の100%以上120%未満）

C：計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

（定量的指標においては年度計画値の80%以上100%未満）

D：計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（定量的指標においては年度計画値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）

※B評価を標準とする。